

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」 の閣議決定を受けて

本日、政府は「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した。安倍内閣総理大臣の固い決意に基づく英断により、地方分権改革の力強い前進が図られたことを高く評価するとともに、石破内閣府特命担当大臣をはじめ、これまでの関係者の高いリーダーシップに敬意を表するものである。

地方創生のため、自主的・主体的なまちづくりが求められる今、地方分権改革の最重要課題であった農地転用許可権限について、今般、4ha 超の大臣協議が残ったものの、全ての権限を都道府県及び大臣の指定する市町村に移譲するとされたことは、これまでの地方分権改革の取組みの中で特筆すべき決断であり、地方分権改革の歩みを大きく進めるものとして評価する。今後、制度の詳細設計に当たっても、平成26年8月5日、地方六団体が取りまとめた「農地制度のあり方について」（以下、提言という。）を踏まえたものとなることを期待する。

地方は、移譲された権限に基づき、農業の再生と総合的なまちづくりを両立させ、地方創生の実現に尽くすとともに、特に、農地の確保については、提言の趣旨を踏まえ、国とともに責任を果たしていく決意である。

また、初年度となる提案募集方式については、提案団体からの提案の実現に真摯に取り組んで頂いたことを評価する。一定の前進があったが、このうち「検討を行う」とされている提案については政府全体として今後適切なフォローアップを実施すべきである。一方、「実現できなかったもの」とされた提案についても、次年度以降、検討を加えた上で再提案があったものについては、改めてその実現に向けて積極的に検討するべきである。

今後、今期通常国会に関連法案を提出の上、早期に成立を期していただくとともに、移譲等に伴う財源措置、スケジュールの提示、研修の実施・マニュアルの整備等について、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めることを望む。

平成27年1月30日

地方六団体

全国知事会会長	山田 啓二
全国都道府県議会議長会会長	林 正夫
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	佐藤 祐文
全国町村会会長	藤原 忠彦
全国町村議会議長会会長	蓬 清二